

様式 1 〔申し合わせ事項〕 【委員会、全協：共通様式】

令和 8 年 7 月 3 1 日

総務建設常任委員会

委員長 島田 正彦 様

総務建設常任委員会

伊 藤 治 雄

研 修 報 告 書

研修期間	令和 8 年 7 月 2 2 日（水） ～ 7 月 2 3 日（木）【2 日間】
研修（視察）先	桑名市役所 東京都世田谷区砧公園 国土交通省・経済産業省
目的（テーマ等）	桑名市役所…企業誘致 東京都世田谷区砧公園…インクルーシブ公園 国土交通省…道路・宅地整備等都市計画 経済産業省…企業誘致
特記事項	

※ 目的、研修概要、内容、所感などは、次ページに記入すること。

様式 1〔申し合わせ事項〕：【委員会、全協：共通様式】

〔氏名： 伊 藤 治 雄 〕

目的、研修概要

◆企業誘致

近年、安定した財源の確保や雇用の推進等を考えた場合、企業の誘致政策が大きな効果をもたらしている。

経済構造実態調査(総務省・経済産業省)の内製造事業所調査における令和5年の製造品出荷額で、本町は輸送用機器や化学製品を中心に県内 29 市町中 2,369 億円で 11 位にあり、因みに三重県は全国で 9 位にランクしている。

そのため、物流拠点施設や半導体産業において、目覚ましい発展を遂げている桑名市の現場研修を行うとともに全国的な状況を把握しており国の施策情報を習得するため、インフラ整備に関し国土交通省、企業誘致に関し経済産業省の専門官からレクを受けた。

◆インクルーシブ公園

障害の有無、国籍、性別、年齢などの違いに関わらず、全ての人が排除されずに社会の一員として共に生き、活動することを目指す包括的な公園整備に関し、砧公園の一部に配置されている「みんなのひろば」の内公園遊具等を視察し研修した。

内容

◆企業誘致

◎桑名市

人口…136,545 人（生産年齢人口 83,431 人）

面積…136.65 km²

令和 8 年 3 月末現在

進出を予定する企業に対しては、事業用地等の実務以外にも従業員の住宅供給に際する相談等をワンストップで支援している。リアルタイムで要望に応える体制を整えており、企業の信望も厚いと考える。

また、桑名市は国における半導体関連の全国 17 のクラスター地域のひとつとなっている。

誘致を勧める 5 つのポイント

- ・コストメリット…土地価格や賃貸料が大都市と比較して安価で初期投資や維持費用を削減
- ・営業面でのメリット…名古屋都市圏から至近距離にあり幅広い市場アクセスが可能
- ・交通の利便性…5 つのインターチェンジを有し移動がスムーズで幅広いニ

ーズに応えることが可能

令和 6 年 9 月に大山田スマート IC 事業化決定

- ・ 災害に強い産業用地…工業団地が存在する多度南部エリアは浸水リスクがなく地盤も強固であり BCP の観点からも安心
- ・ 雇用メリット…名古屋都市圏から至近距離にあり安定した雇用が期待でき専門技術や知識を持った人材が揃う

充実した企業立地支援制度

立地奨励金…立地指定区域内に立地した企業の設備投資に最大 3 億円

定住促進奨励金…市内に住む新規雇用従業員等に一人最大 30 万円（年間上限額 5,000 万円）

宿泊施設奨励金…建築面積 1,000 m²以上等要件を満たした施設に取得額の 10%（上限 1 億円）

直近 3 年間で約 2 億 1 千万円の奨励金を交付しているが、固定資産税が増加した結果と企業の投資増加によるものである。

また、3 年間は税収は抑えられるものの、その後は継続的な自主財源となることと、雇用の創出や関連企業の集積が図られなど波及効果は大である。

償却資産税の推移

企業が立地されることにより、固定資産税の中の償却資産税が発生し、固定資産税額全体では横ばい程度であるが、償却資産税は増加しつつあり影響は大である。

平成 27 年度	2,071,478 千円	
令和元年度	2,225,066 千円	+153,588 千円
令和 6 年度	2,734,175 千円	+509,109 千円

工業団地の分譲状況

操業中…7 ヶ所 217.3ha

分譲中…2 ヶ所 45.8ha

開発工事中…3 ヶ所 92.8ha

開発計画中…2 ヶ所 81.9ha（その他 1 ヶ所 50～60ha を予定）

土地造成手法として、開発行為と土地区画整理事業があるが、桑名市の選択基準としては、

開発行為…企業に資金力があり、地権者が少数で、スピード重視で開発したい場合

土地区画整理事業…地権者が多数で買収が困難、巨額の土地買収資金を用意できない、リスクを取りたくない場合

公民連携

中部電力・東邦ガス・三重県企業庁・三重県により令和 7 年 5 月に「企業誘致インフラ協議会」を設置し、企業誘致に対応している。関係機関間での情報共有や対応方針の調整に時間を要する場合は課題であったが、本協

議会でスピーディな対応体制を構築している。

トップセールスの必要性や効果

企業誘致をはじめとして、多くの事業に関し首長がトップセールスを展開している。

企業誘致に関しては、令和 5 年度より継続的に実施しており、世界有数の半導体企業である台湾の UMC とは強固な信頼関係を築いており、令和 8 年 2 月には新たに市内にある USJC に約 57 億円の設備投資契約を締結している。

また、半導体分野では世界トップクラスの台湾の国立陽明大学と人材交流や学生交流を実施するようになったのもトップセールスの効果といえる。

企業が即応性等具体的に求めるものとその対応

企業から、月に 20～30 件の問い合わせがあり、内容は希望面積、価格、インフラの整備状況、補助制度や奨励金、立地可能な業種かの確認など多種多様である。

対応職員の発言が、そのまま「桑名市の信頼度」として企業の印象に直結するため、関係機関と連携を密にし、スピード感を持って丁寧に対応している。

◎経済産業省

企業における国内投資は、2010 年代以降、新型コロナ期を除いて「高付加価値創造型経済」へと移行し、継続的に拡大傾向にあった。

立地計画を有する企業の割合は、2023 年度の 25% をピークに、2025 年度も 18.8% と高水準となっている。年間立地件数は 736 件、面積で 1,196ha で、バブル期の件数で 6 分の 1、面積で 4 分の 1 程度で推移している。

都道府県・政令市の約 8 割が 5 年以内に産業団地の枯渇が見込まれるとしており、分譲可能な産業用地面積は 10 年で半減している。都道府県アンケートにおける課題として、「用地の確保」、「開発資金」、「産業インフラ」、「ノウハウを持つ職員」が挙げられている。また、立地ニーズとしては近接地を選択する傾向にある。その他、インフラ、人材、助成等が重要としている。

今回の研修に際して、担当者からは、国においては 2017 年 7 月に「地域未来投資促進法」の制定に伴い、その活用を説明された。

内容は、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に経済的効果を及ぼすものとしている。国の基本方針に基づき市町村や都道府県は基本計画を策定し、国が同意する。それにより民間事業者は事業計画を策定し都道府県知事が承認するシステムである。

三重県においては、「第 2 次三重県基本計画」を策定し、促進区域を県

下全域としている。

支援措置として、

- ・固定資産税と不動産取得税の課税免除や不均一課税などの税制措置
 - ・政策金融公庫からの融資や支援、信用保証協会による債務保証など
 - ・各種予算事業における重点支援
 - ・工場立地法における環境施設面積率や緑地面積率の緩和、市街化調整区域の開発許可等の手続に関する配慮等規制の特例措置
- などがある。

◎国土交通省

令和 5 年 4 月に社会資本整備審議会都市計画基本問題小委員会における中間とりまとめでは、市街地内外を一体に捉えたメリハリのある土地利用コントロールの導入が重要とされた。これを受け、令和 6 年 7 月に地方公共団体に対し活用事例集を周知した。

その内容は、線引き非線引きの都市計画区域をそれぞれ類型化して、抽出された各課題への対策を提示することや 4 類型に大別し、先進的な事例を広域的観点から例示している。

その中で、強調されたのは「地区計画」制度であり、それぞれの地区の特性に応じて良好な都市環境の形成を図ることを目的としている。ポイントとしては、住民の意見を聴き都市計画を策定することであるとしている。

国土交通省としては、従来通り人口フレームを考慮した場合、市街化区域の増加には懐疑的であった。また、農地開発に関しては農政部局の意見を聴く必要があるが、農林水産施策で見えない部分が多々あるとのことで縦割り行政を感じた。

◆インクルーシブ公園

※開園面積は 39ha で「子どもの森」と「アスレチック広場」と呼ばれる遊具広場があり、整備はアスレチック広場を対象とした。

経緯

東京都では、障害者や文化の違いがある人など、誰もが互いの違いを理解しながら交わり、支え合う社会の実現に向けた取り組みを進めている。

そして、条例等に基づき公園のユニバーサルデザイン化を推進してきたが、公園利用者の多様なニーズに応え、様々な立場の来園者が快適に利用できる公園環境を目指すため、誰もがともに楽しむことができる遊具広場の検討を開始した。令和元年度に整備を開始し、令和 2 年 3 月に都立公園第一号となる「みんなのひろば」を砧公園にオープンした。

考え方

整備対象の公園選定は遊具広場へのアクセスや周辺施設の整備状況を考

え、遊具や施設選定にあたっては共通する要望を考慮した上で、利用者に様々な選択肢が与えられるよう配慮し設計がなされた。

みんなの広場

面積は 3,200 m²で障害者対応がなされている。

都立公園で初めての誰でも楽しめる遊具広場に対する理解を得るため、整備と同時に、利用者への周知・委託団体への周知などを行い、施設名称を「アスレチック広場」から「みんなのひろば」に名称を変更した。

こけてもケガをしないゴムチップ舗装など子どもや障害者に配慮した施設や遊具となっている。

今後の課題

・ハード面

車椅子利用者が介助者の手を借りずに自分の力で多くのことができるような工夫が必要である。また、障害の程度や個人差にも配慮が必要である。

・ソフト面

周囲から特異な目で見られることなく、利用者が互いに譲り合い配慮できる環境ができて初めて誰もが楽しめる遊具広場の完成といえる。

また、誰もが参加できるイベント開催等を考えるべきとの指摘があった。

おわりに

東京都ではこの整備のノウハウを提供するため「だれもが遊べる児童遊具広場整備ガイドライン」を令和 3 年 4 月に公表し、互いを理解し尊重しあえる公園環境の実現に向け取り組むとのことである。

所感

◆企業誘致

◎桑名市

企業誘致を担当する「企業誘致課」は市長直轄組織であり、モットーとして「創業するなら桑名市で！」と掲げ、如何にこの分野に重点を置いているかがうかがえる。

また、担当者の対応は資料も含め過去の視察の中でも十分満足するもので最高であった。

工業団地造成に際し、開発工事中や開発計画中のエリアでは造成手法として「土地区画整理事業」を採用しているが、宅地造成や道路整備を土地区画整理組合等の負担で実施するため市の負担を大きく軽減しており、私は最適な事業手法と考える。

よって、本町北東部エリアにおける開発手法もこの事例を参考に実施すべきである。

◎国土交通省

都市計画制度が制定されてから 50 年が経過しており、当初の目的はある程度達成されているが、人口減少社会における都市計画の抜本的改革が必要と考える。例えば、人口フレームを考慮し、住宅整備が可能となっている市街化区域においては未開発の部分が多々あり、この部分を逆線引きして市街化調整区域に戻し、住宅開発が必要とされる地域を市街化区域に編入すべきである。

現在、都市計画法の特例措置として認められている法第 34 条第 11 号については、郊外地域の市街化調整区域の開発行為が可能な手法として有意義ではあるものの、県等の規則や要件の見直しが必要と考える。

◎経済産業省

企業誘致に関し全国的動向を把握している立場から、立地に際し都市間競争を勝ち抜く留意事項や秘訣を質問したところ、企業ニーズや地域の特性を把握している自治体が強い。大きな構想を抱くよりも町の魅力を生かして PR することが良い。また、立地センターなど国の機関等を上手く利用することが大切とのアドバイスがあった。

東員町の魅力を前面に出し、新しい法律をよく理解し、常に県に向け、国に向けアンテナを高くはり、他市町村にはない優遇措置を制定し、企業誘致を検討すべきと感じた。

◆インクルーシブ公園

砧公園全体がインクルーシブの理念に基づいて整備されたものではなく、「みんなのひろば」が主なエリアである。公園全体は都内でも憩いの場となっており、高齢者の散歩やあらゆる世代のジョギングコースとなっており、大都市地域の貴重な施設と感じた。

障害児者がこの公園を利用することを目的に付近に移住していることは、設置目的を果たしており有意義である。

本町の中部公園にも、このような趣旨に基づいた施設の配置は、遊具入れ替えの際に検討すべきである。なお、規模の小さい児童公園についてもノーマライゼーションの理論に基づき検討の余地はあると考える。